

岩手県告示第 497 号

県営特定公共賃貸住宅管理人規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

県営特定公共賃貸住宅管理人規程の一部を改正する告示

県営特定公共賃貸住宅管理人規程（平成 10 年岩手県告示第 330 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第 4 条 管理人は、<u>地方振興局長</u>の職務を補佐するために次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 住宅調査表（別記様式）の記載事項に関し、毎年 3 月及び 9 月の各月末に調査し、異状の有無を<u>地方振興局長</u>に報告すること。</p> <p>(3) 次に掲げる事項を発見したときは、速やかに<u>地方振興局長</u>に報告すること。</p> <p>ア～ク [略]</p> <p>(4) [略]</p>	<p>第 4 条 管理人は、<u>広域振興局長又は地方振興局長（以下「局長」という。）</u>の職務を補佐するために次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 住宅調査表（別記様式）の記載事項に関し、毎年 3 月及び 9 月の各月末に調査し、異状の有無を<u>局長</u>に報告すること。</p> <p>(3) 次に掲げる事項を発見したときは、速やかに<u>局長</u>に報告すること。</p> <p>ア～ク [略]</p> <p>(4) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。